

委託業務仕様書

1. 業務名

きょうと探検ウォーキング事業「ある古っ都」企画・運営・広報業務

2. 趣旨

本業務は、健康寿命の延伸のため、京都府健康増進計画の目標値である「日常生活の平均歩数 8000 歩」を目指し、京都府民とりわけ「働き盛り世代」や「健康無関心層」に対して、スマートフォン用ウォーキングアプリケーション（以下「アプリ」）を活用した楽しみながら気軽に運動できるウォーキングの普及と健康情報等の提供を行うものである。京都府独自のインセンティブ制度により、健康づくりに取り組むきっかけをつくり、行動変容を促すことを目的とする。

3. 業務内容

(1) アプリの構築、公開及び運用管理

4の条件及び5の機能を満たすアプリを構築し、公開すること。また、以下のとおりアプリの運用管理を行うこと。

(ア) 運用期間

アプリの運用期間は原則令和6年9月中に公開し、連続する3月の期間以上利用できるものとする。

なお、作業の進捗等により運用期間を変更する必要がある場合は、速やかに発注者と協議すること。

(イ) 障害時の連絡体制

障害時の連絡体制や対応マニュアルを整備し、障害発生時には速やかに発注者に対し報告するとともに、障害解消後に、発生時からの対応状況をまとめた報告書を発注者へ提出すること。

(ウ) 本業務におけるユーザーからの問合せ先は原則、受注者とする。

(エ) 受注者又は発注者がユーザーからの問合せにより、受注者による技術的助言やアプリ機能の修繕等の必要が生じた場合は、受注者は直ちに対応すること。

(オ) OS及びアプリのバージョンアップ、仕様変更については、変更点を明確にし、発注者に説明の上、これを実施することとし、この費用は受注者が負担するものとする。

(カ) 悪意のある第三者など、外部の脅威に対するセキュリティ対策を行い、セキュリティ事故が発生した場合は、直ちに発注者へ報告し、受注者の責任において対応すること。

(2) インセンティブの開発・設定・提供及び助言

受注者は、アプリを活用したインセンティブの開発・設定・提供の実績があり、

以下の条件を満たしていること。

(ア) インセンティブの開発・設定

受注者は、利用者に対し、以下のようなインセンティブの開発・設定が行えること。

①原則、抽選を行う必要のない、広く提供できるもの

②参加者全員を対象とした各月毎に抽選方式で行うもの

③アンケートの回収率をあげる工夫、例えば、回答者等の条件を満たした者の中から抽選方式で行うもの

(イ) インセンティブの提供

上記(ア)①及び②は、原則配送を伴わない引換券等により提供できること。

③についてはその限りではないが、発送は受注者が実施し、費用についても受注者が負担するものとする。また、提供先は、京都府在住者、在勤・在学者とすること。

(ウ) インセンティブの開発・設定・提供等に関する助言

受注者は、発注者に対して、日々の歩数やコースのクリア状況等に応じたインセンティブの設定や、社会通念上妥当なものとなるよう配慮しつつ利用者にとって継続的なウォーキングの実践意欲が湧くようなインセンティブの開発、抽選方法等について、適切な助言が行えること。

(3) 「働き盛り世代」や「健康無関心層」への効果的な広報手法等の提案及び実施

広く「働き盛り世代」や「健康無関心層」に周知するため、府内全域に届く広報を提案し実施すること。SNSを活用するほか、「働き盛り世代」が集まる場所での情報発信等様々な手法を駆使すること。あわせて、京都府及び府内各保険者が実施する広報活動に的確な助言が行えること。

(4) アプリ利用者がウォーキング取組みの成果を健康状態(数値等の指標)の変化として実感できる仕組の提案

(5) 利用者の取組み結果データの作成及び効果検証方法の提案

(6) 各種データ等の抽出及び分析等への助言

受注者は、各保険者から要望のあった利用者の取組み結果等のデータの抽出及び抽出されたデータを基にした分析に対して助言が行えること。費用が発生する場合は各保険者と個別に調整することとし、本業務には含まないこと。

4. アプリの条件

アプリは、原則既存の製品をベースとして構築するものとし、以下の条件を満たすものとする。

(1) 日本語に対応していること。

(2) iOSであればApp Store、AndroidOSであればGoogle Play双方から入手可能であり、無償で入手可能であること。

5. 機能概要

アプリは公開時に以下の機能を実装していること。

- (1) 歩きスマホの防止のため、アプリを起動していない状態でも歩数のカウントなど、必要なデータを収集できること。また、GPSによって現在地が把握できる機能があること。
- (2) 継続的なウォーキングの実践を促すため、アプリに登録しているユーザーの歩数によってインセンティブが付与できること。また、ユーザー数・ID数の増加に対応でき、ユーザー数・ID数による経費の変動を必要としないこと。
- (3) 継続性を持たせ、楽しくウォーキングを実践できるよう、バーチャルウォーキングコース（現地に足を運ばなくても、その場を歩いているような疑似体験が出来る機能を指す。）の設定や自宅でできる筋トレ・ストレッチ・ヨガ等のコンテンツ配信等イベント性の高い工夫を行うこと。また、府のオリジナルティを実装させることも可能とすること。
- (4) ウォーキングに限らず、各種健（検）診受診や、自治体主催の健康イベント等への参加、健康コラム等の記事・動画配信の閲覧等に対してインセンティブが付与できること。
- (5) アプリには本事業による本府登録ユーザーを登録する機能があり、既存ユーザーとの区別が可能であること。また、登録に際し、居住地、勤務地、通学地、性別、年代、加入保険種別等が登録・管理できるようにすること。
- (6) 本人の取組の成果として、健康指標（体重、BMI等）の維持や改善によりインセンティブが付与できること。アプリ自体に本機能が無い場合は、事前事後アンケート結果を活用してもよいこととする。
- (7) 本事業による本府登録ユーザーの利用実態を把握し、分析・集計するための管理機能として、歩数だけでなく、利用者の意識・行動・生活状況等が把握できるようアンケート機能等によるセルフチェック項目等を設けること。上記セルフチェック項目等については、利用者が初回利用時及び運用終了時に入力することを前提とし、運用終了後にウォーキング取組みの成果としてCSV等のデータで出力できること。また、利用者のID等で紐付けできること。項目等の詳細については、別途協議の上決定する。
- (8) 本運用開始後、既存製品起動の際、「お知らせ」や「プッシュ通知」等の通知機能により、運用開始を知らせ、案内画面への遷移が可能であること。また、発注者からのメッセージ発信や利用者が継続して取り組めるように応援メッセージ等を通知する機能を有すること。
- (9) その他、本業務に資する機能等があれば発注者に対し提案を行うこと。

6. 業務委託期間

契約締結日～令和7年3月31日（月）

7. 著作権

- (1) 受注者は、発注者がアプリを広報及び広告活動等に利用する場合に限り、著作権法（昭和45年法律48号）第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- (2) 受注者は、アプリにおいて著作権等の権利を持つことによって生じる権利を第三者に譲渡しないものとする。
- (3) 受注者は、第三者の商標権、著作権その他諸権利を侵害しないものであることを発注者に対して保証すること。

なお、アプリにおいて使用する写真、文字、キャラクター等が受注者以外の著作物である場合は、現著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続を行った上で本業務に当たるものとし、当該著作物の著作者と発注者の間に著作権等上の紛争を生じさせないこと。

8. 成果物の提出及び帰属について

受託者は、本業務の趣旨に基づき、次のとおり成果物を作成し、京都府へ提出すること。
なお、提出形式等は別途協議の上、決定するものとする。

- (1) 本府用アプリ実装コンテンツ一覧
- (2) 管理・運用マニュアル
- (3) 実施結果データ（①中間報告・②最終報告）

9. その他

- (1) 本業務について、受注者の組織内に担当者を配置するとともに、委託業務の進捗状況及び内容確認を行うため、発注者からの要請があれば、受注者は業務打ち合わせを実施すること。
- (2) 発注者は、受注者より示されるアプリの使用条件を遵守するものとする。
- (3) 契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、発注者と協議して決定するものとする。